

要保存

保護者様

平成27年 4月7日

横浜市立西本郷小学校
校長 高橋 剛

風水害等の「警報」発令時における児童の登校について

児童の登下校の安全につきましては、平素よりご協力いただき誠にありがとうございます。

本校では、風水害等の「警報」発令時における児童の登校について、「本プリントを掲示用として配布し、ご家庭の皆様にも「警報」発令時の対応を十分ご理解いただき、児童の安全確保に万全を期すことといたします。

今後とも一層のご理解、ご協力をいただきますようお願い申し上げます。

記

I 横浜市内（神奈川県全域または神奈川県東部）に「暴風警報」または、「大雪警報」が発令された場合

①対象は、「警報」です。「注意報」ではありません。

②対象となる警報は、「暴風警報」と「大雪警報」です。この2つの警報のどちらか他警報が組み合わさった「大雨暴風警報」なども含まれます。つまり、「大雨洪水警報」のように「暴風」または「大雪」を伴わない警報は、対象となりません。

児童の安全確保のため、学校では下記のとおりに対応します。
なお、横浜市立の全学校が同様の対応を行います。

「暴風警報」または「大雪警報」が、午前7時の段階で発令継続中の場合は、児童の安全確保のため、当日は「臨時休校」とします。

③後刻、「警報」が解除された場合も、当日は「臨時休校」ですから、登校を中止してください。

④学校や校外委員会から、「臨時休校」の緊急連絡は原則として行いません。このような状況に際しては、家庭でテレビ、ラジオ、インターネット等により情報を正確に把握するようにお願いします。

⑤当日は、市内一斉に給食中止となります。

II 「暴風や大雪を伴わない警報」（すべての注意報を含む）が発令とされた場合

登校に危険が伴うと保護者が判断した場合は、登校を見合わせてください。その場合は、ただちに学校へ連絡してください。（登校班の単位で、連絡をくださっても結構です。）※家事都合による遅刻、欠席扱いとなります。

西本郷小学校 TEL892-2559

校長の判断で、「休校・登校下刻（始業時刻）の繰り下げ」を決定することもあります。その場合は、緊急下校時の連絡システムにより、家庭へ連絡します。

⑥給食は、状況により実施または中止を決定します。

III 登校後、「暴風警報」、「大雪警報」、その他の警報が発令された場合

諸状況により、校長の判断で、緊急下校などの適切な措置をとります。

⑦緊急下校の場合、緊急下校時の連絡システムにより、家庭へ連絡します。

⑧詳細は、別紙配布の「非常・災害等の緊急下校について」をご確認ください。

※ 目的地が遠方（遠足・修学旅行・体験学習など）の行事の実施にあたり、目的地に「暴風警報」や「大雪警報」が発令されていない場合

特別な措置を講ずれば安全な場合などは、校長の判断で実施することもあります。

⑨「特別な措置」とは、出発時刻の繰り下げなどです。

⑩延期・中止あるいは実施の際の詳細は、該当学年のみの緊急連絡システム（メール配信、緊急連絡網等）により、家庭へ連絡します。

※ 警報発令がされていない登校時、大雨などにより児童の通常通りの登校が困難だと判断される場合

以上のような場合で、学校からの連絡が間に合わない場合は、各登校班または各家庭で登校時刻の繰り下げをするなどの判断をしてください。

そのような判断をされた場合は、必ず、登校班および学校に連絡してください。また、遅れて登校する場合には保護者が必ず教室までお連れください。